

指定（予防）短期入所生活介護施設

伯寿の郷 運営規程

第1章 総 則

（目的及び基本方針）

第1条 この規程は、社会福祉法人伯医会が運営する（予防）指定短期入所生活介護施設伯寿の郷（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、（予防）短期入所生活介護計画に基づき、在宅における生活を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所生活介護サービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称：特別養護老人ホーム伯寿の郷

（2）所在地：島根県安来市伯太町安田1705番地

（利用定員）

第3条 利用定員は20名（介護予防短期入所生活介護を含む）とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。ただし、以下の定数は特別養護老人ホーム本体を含む職員定数とする。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 施設長 (管理者) | 1名 (常勤) |
| (2) 事務員 | 2名 (常勤) |
| (3) 生活相談員 | 1名 (常勤) |
| (4) 介護職員 | 17名 (常勤) |
| (5) 看護職員 | 2名 (うち非常勤 1名) |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名 (常勤) |
| (7) 介護支援専門員 | 1名 (常勤) |
| (8) 嘱託医 | 1名 (非常勤) |
| (9) 管理栄養士 | 1名 (常勤) |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、職員定数を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長 (管理者)

施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、直近の部下がその職務を代行する。

- (2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

- (3) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

- (4) 介護職員

利用者の日常生活上の支援、相談及び援助の業務に従事する。

- (5) 看護職員

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

- (6) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 嘱託医

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) 管理栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

第3章 利用者に対する（予防）短期入所生活介護の内容及び利用料

（利用料等の受領）

第6条 施設は、法定代理受領サービスに該当する（予防）短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護サービスについて、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係るサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 滞在費 従来型個室 1,171円

多床室 855円

(2) 食費 1,445円/日（朝345円、昼600円、夕500円）

ただし、利用者負担段階が第1段階から第3段階の利用者の食費について3食に満たない利用日は、厚生労働大臣が定める負担限度額と実際に提供した食事の費用を比較して、低い金額を負担額とする。

- (3) おやつ 100円
- (4) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代金 実費
- (6) 健康管理費 実費
診察が必要になった時の診察料・投薬費用等
- (7) (予防) 短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (8) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

【予防】 短期入所生活介護サービス) の内容、利用料及びその他の費用の額)

第7条 (予防) 短期入所生活介護サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

【予防】 短期入所生活介護の開始及び終了)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく(予防) 短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用者が入院治療を必要とする場合その他利用者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護

老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、(予防)短期入所生活介護サービス提供の開始前から終了にいたるまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な(予防)短期入所生活介護計画を作成する。

5 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(送迎)

第9条 通常の送迎実施地域は、基本、安来市の区域とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 施設は、(予防)短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、(予防)短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、(予防)短期入所生活介護サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第12条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(保険給付のための証明書の交付)

第13条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない(予防)短期入所生活介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した(予防)短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(短期入所生活介護計画の作成)

第14条 施設長は、介護支援専門員に(予防)短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

2 (予防)短期入所生活介護計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、(予防)短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対するサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した(予防)短期入所生活介護計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、(予防)短期入所生活介護計画作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、(予防)短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して(予防)短期入所生活介護計画の変更を行う。

(【予防】短期入所生活介護の取扱方針)

第15条 施設は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心

身の状況に応じて処遇を妥当適切に行う。

- 2 (予防) 短期入所生活介護サービスの提供は、(予防) 短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者は(予防) 短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、(短期入所生活介護サービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。
- 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(介護)

- 第16条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。入浴日は毎週月曜日から土曜日までとする。
 - 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
 - 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の支援を適切に行う。
 - 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護、に従事させるものとする。
 - 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第17条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、

適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 7時30分から

(2) 昼食 午後12時00分から

(3) 夕食 午後17時00分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第18条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第19条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(機能訓練)

第20条 施設は、利用者に対し、(予防)短期入所生活介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第21条 施設の嘱託医又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の嘱託医は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに（予防）短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第23条 施設は、利用者に適切な（予防）短期入所生活介護サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設は当該施設の職員によって（予防）短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 事故発生の防止及び発生時の対応方法

（事故発生の防止）

第24条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため別途指針を定め周知徹底する。

（事故発生時の対応）

第25条 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等の対応）

第26条 施設は、現に（予防）短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに嘱託医又はあらかじめ施設が定めた協力病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

第6章 非常災害対策等

(非常災害対策)

第26条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第26条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行なうものとする。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第27条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第28条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、衛生管理等について別途指針を定め周知徹底する。

3 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね 3

月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 4 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の号に掲げる措置を講じるものとする。
- 5 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(重要事項の掲示)

第30条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、協力歯科医院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(身体的拘束の手続き)

第31条 施設は、当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ず身体的拘束等により行動を制限する場合は所定の手続きを行う。
- 4 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 5 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第32条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- 2 虐待を防止するための指針の整備
- 3 施設は、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(ハラスメント対策について)

第33条 ハラスメント防止のための指針を整備する

- 2 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要且かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第34条 施設の職員及び職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 施設は、当該施設の従業者であつた者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護（支援）被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第36条 施設は、その提供した（予防）短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための

窓口を設置する。

- 2 施設は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した（予防）短期入所生活介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 施設は、その提供した（予防）短期入所生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（地域等との連携）

第37条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第8章 会計及び記録の整備

（記録の整備）

第38条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する（予防）短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施の日の属する年度の翌年度から2年間保存する。

（法令との関係）

第37条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年12月11日から施行する。

この規定は、令和6年1月1日から施行する。